



6月といえば、もうすっかりうれしい夏のボーナスシーズン到来ですね。今日は、6月の給与、賞与から実施される「定額減税」についてお伝えしていきます。

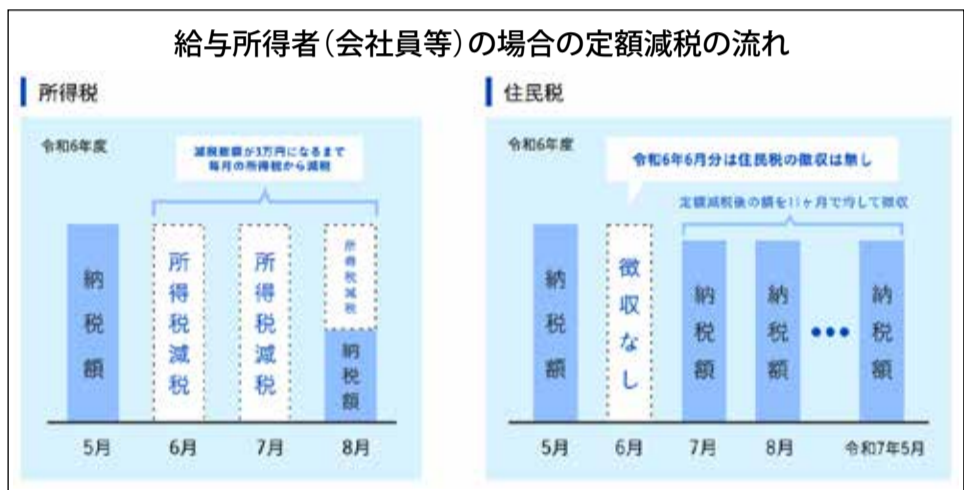


定額減税は政府が「デフレ脱却に向けた経済政策」の一環として導入した制度でしたね。目的は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するためであり、1人あたり2024年分の所得税から3万円、24年度分の個人住民税から1万円の合計4万円が減税されるというものです。

また、政府は「手取りの増加を実感してもらいたい」として所得税の減税額を給与明細に明記することを義務付け、政策効果を国民に周知徹底し、知ってもらう上で効果的

## 「定額減税」給与明細で手取り増加を実感!?

FPオフィス ライフエイド 三沢恭子  
ファイナンシャルプランナー



であると説明していきま。そうであれば、6月からの「給与明細」は必見です。4、5月の本コラムを読んでくださった皆さんは、給与明細のどこに何が書いてあるのかお分かりですか。

では、定額減税の内容を詳しくみていきましょう。対象者は、国内居住者のうち所得税は24年分が、個人住民税は23年分の合計所得金額が1805万円以下(給与収入のみなら2000万円以

**給与明細のイメージ**

支給		控除	
基本給	〇〇〇	健康保険料	〇〇〇
法定時間外	〇〇〇	厚生年金保険料	〇〇〇
通勤手当(非課税)	〇〇〇	雇用保険	〇〇〇
役職手当	〇〇〇	所得税	▼▼▼
家族手当	〇〇〇	定額減税(所得税)	▲▲▲
		住民税	0
合計	〇〇〇		
<b>差引支給額</b>		<b>合計</b>	
合計	〇〇〇	合計	〇〇〇

※画像はイメージです

■所得税  
6月給与で減税しきれていない場合は所得税額の額はゼロ  
■定額減税(所得税)  
減税しきれていない場合、しきれていない分は次の給与等に繰越  
■住民税  
6月分は徴収しない

出典：いずれも首相官邸ホームページ「経済を好循環へ 定額減税を実施します」より

下の納税者となります。給与所得者、公的年金受給者、個人事業主など納税者本人および合計所得金額が48万円以下(給与収入のみなら103万円以下)の同一生計の配偶者や扶養親族です。

なお、定額減税の扶養親族は税法上の扶養控除とは異なり16歳未満の子供も含まれることに注意が必要です。例えば、納税者本人である夫と扶養の妻、子供2人(小、中学生)の4人家族であれば、減

税額は世帯で16万円(4万円×4人)となり、手取りが増えます。

給与所得者の具体的な実施方法を確認していきましょう。まず個人住民税ですが、6月分の徴収はありません。定額減税後の年税額を7月から25年5月までの11カ月で均等にして給与から徴収していきます。

次に所得税です。こちらは扶養控除等申告書を提出している勤務先において、6月に支払われる

給与や賞与から天引き(源泉徴収)される所得税額から定額減税額を差し引いていきます。給与明細には控除前の所得税額と定額減税された金額が明記されるので必ず確認しましょう。

また1回で控除しきれなかった定額減税額は、以後12月までに支払われる給与や賞与から天引きされる所得税額から順次控除されます。

さらに、12月までで控除しきれなかった減税額のある方や定額減税可能額が減税前の所得税額を上回って減税しきれないと見込まれる方には、1万円単位で切り上げた差額分(例えば差額が3万2000円なら4万円とカウント)が市区町村から給付(調整給付)されます。支給時期は市区町村によって異なりますが、申請書が届いたら忘れずに期限までに手続きしてください。

一時的とはいえ手取りが増える定額減税、あなたのご家庭ではどのように使いますか? 給与明細への減税額の明記が義務化されるなど処理が複雑となった経理担当者の苦勞が報われるよう有効活用したいですね。